

選挙期間中の情報流通の諸課題への 対処の必要性について

令和8年2月16日

事務局



目次

1. 課題整理
2. 各方面における議論の状況
3. 議論の前提と方向性
4. 今後の検討プロセス

1. 課題整理

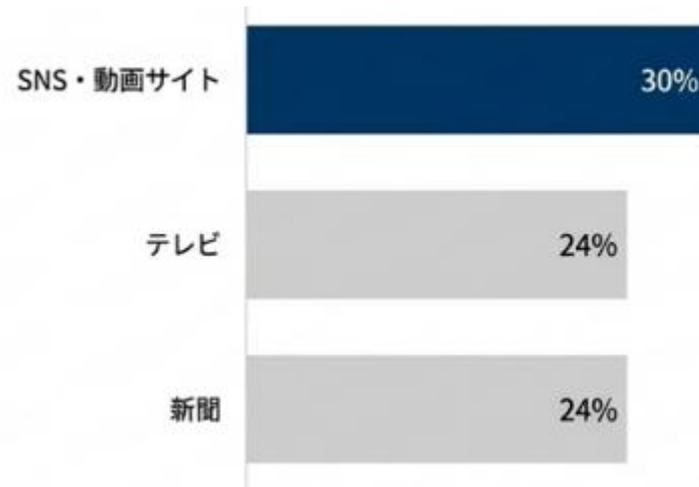


全国的傾向：SNSが主要な情報源となる 一方、偽情報・中傷が横行

兵庫県知事選挙（令和6年11月） の状況

- NHK出口調査によれば、投票の際に最も参考にした情報源として「SNSや動画サイト」が30%に達し、テレビ・新聞（各24%）を上回った。
- 一方で、選挙期間中には対立陣営への誹謗中傷や偽・誤情報、マスメディアへの批判が数多く拡散。「メディアの報道はデマ」といった投稿も相次いだ。
- SNS上で多くの支持を受けた候補者が当選し、「従来型メディア（オールドメディア）の敗北」という言説も流布。

投票の際に最も参考にした媒体
（兵庫県知事選挙）



出典：兵庫県知事選挙で斎藤氏が再選，注目されたSNSと選挙，問われる選挙報道
NHK放送文化研究所 を元に作成

https://www.nhk.or.jp/bunken/research/focus/f2/0250101_4.html

令和7年宮城県知事選挙の状況

SNS上で誹謗中傷の横行

「X（旧ツイッター）やユーチューブといった交流サイト（SNS）で村井氏への誹謗中傷、県の政策に関する偽・誤情報が飛び交った。」

記事詳細は、権利保護の観点から会場での投影にて共有いたします。

出典：「'25みやぎ回顧／ネット投稿 虚像、熱狂生む」
河北新報 2025年12月25日 朝刊 12面

※本資料の新聞記事は、新聞社の許諾を得て掲載していません。無断での転載・複写はご遠慮ください。（以下同様）



令和7年宮城県知事選挙の状況

SNS上で誹謗中傷の横行

選挙期間中に虚偽情報、真偽不明の情報がSNS上で氾濫し、誹謗中傷まがいの投稿も後を絶たなかった。

この状況を受けて、河北新報において、選挙期間中のSNSの利用に関する罰則規定が紹介された。

記事詳細は、権利保護の観点から会場での投影にて共有いたします。

出典：「'25宮城県知事選／SNS 氾濫するデマ」
河北新報 2025年10月25日 朝刊 22面



令和7年宮城県知事選挙の状況

県政課題に関する 論点埋没

公明正大という選挙の前提が侵食され、人口減少や仙台一極集中といった本質的な県政課題の論戦は深まらなかった。

記事詳細は、権利保護の観点から会場での投影にて共有いたします。

出典：「'25宮城知事選 僅差の実相／（下）侵食／デマの洪水 論点埋没」
河北新報 2025年10月30日 朝刊 1面



令和7年宮城県知事選挙の状況

関係者にも影響が波及

誹謗中傷の対象は立候補者にとどまらず、応援した宮城県議会議員にまで矛先が向けられるなど、過激さを増した。

記事詳細は、権利保護の観点から会場での投影にて共有いたします。

出典：「宮城知事選で脅迫被害」
河北新報 2025年10月30日 朝刊 26面

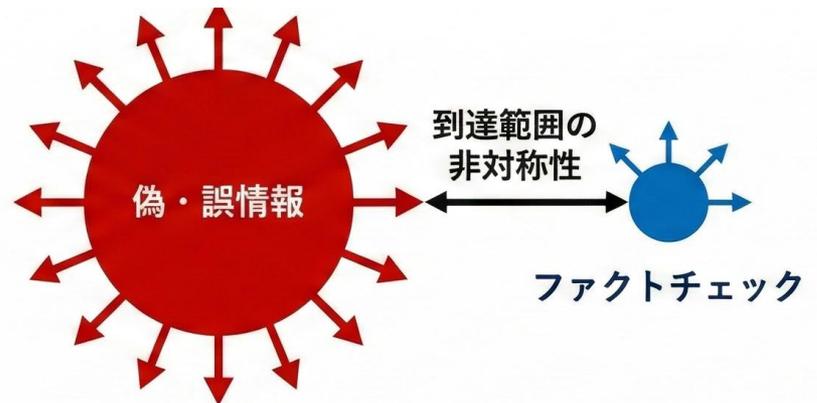


【課題①】 選挙運動期間中の偽・誤情報と真偽検証（ファクトチェック）の困難性

拡散した偽・誤情報

- 現職宮城県知事の悪行14選として、「メガソーラー大歓迎!!」など、売国をしているという主張が拡散
- 立候補者の街頭演説を切り抜き、現職知事が土葬を肯定しているという趣旨の投稿が拡散。日本ファクトチェックセンター（JFC）によれば、投稿から2日ほどで7500回以上リポストされ、表示は232万回を超えていた。

真偽検証の構造的課題

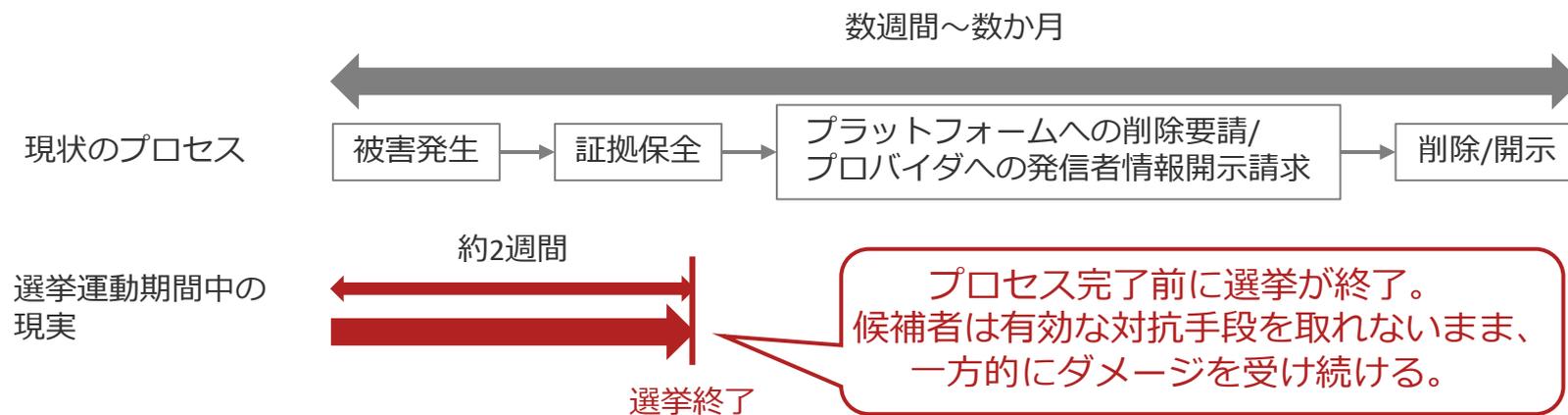


偽・誤情報が持つ拡散力に対し、その後のファクトチェック情報が届く範囲には著しい**非対称性**が存在（プラットフォームのアルゴリズムによる拡散スピードの増幅、検証の担い手の少なさ）。

【課題②】 選挙運動期間中の誹謗中傷への対応の脆弱性

現行の削除要請フローや法的措置では投開票までの時間軸に間に合わず、被害が拡大し続ける「逃げ得」を許している。

時間軸のミスマッチ



※2025年4月施行の情報流通プラットフォーム対処法により、大規模PFへ原則1週間以内の削除判断義務が課されたが、超短期間の選挙戦においては依然として投開票までの完全な被害回復は困難。



2. 各方面における議論の状況



選挙運動に関する各党協議会

以下のような論点に関し、通常国会において議論される見込み。

論点①：投稿による収益化の規制

論点②：政党や候補者の名誉を侵害する投稿への対応

記事詳細は、権利保護
の観点から会場での投
影にて共有いたします。

記事詳細は、権利保護
の観点から会場での投
影にて共有いたします。

出典：「選挙偽情報規制 結論は持ち越し」
読売新聞 2025年12月20日 朝刊 4面

出典：「選挙時SNS規制 本格議論へ」
河北新報 2026年1月11日 朝刊 2面



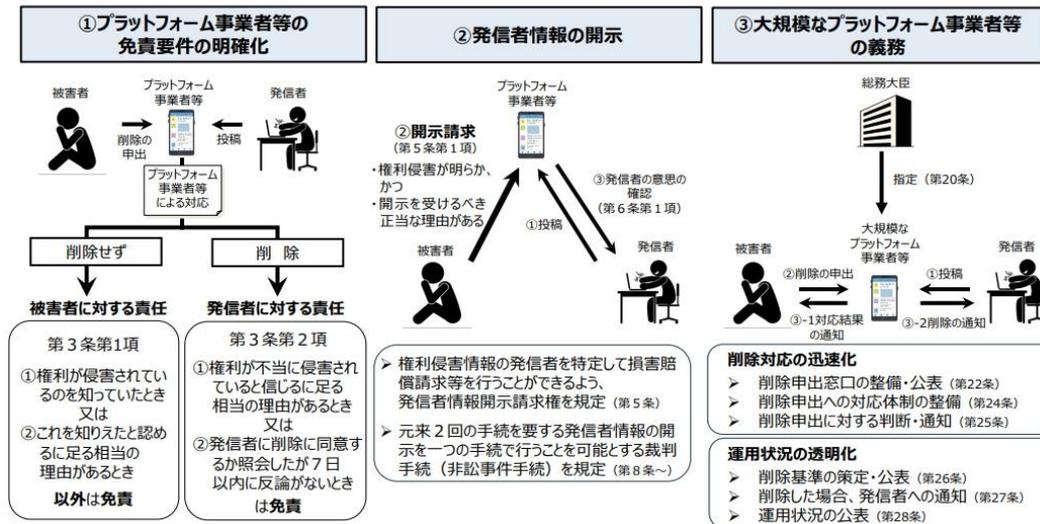
総務省

- 情報流通プラットフォーム対処法（令和6年改正プロバイダ責任制限法）により、大規模PF事業者の指定制度を創設し、削除申出への迅速な対応や削除基準の策定・公表を義務化。
- 「デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会」の提言、またこれに続く「デジタル空間における情報流通の諸課題への対処に関する検討会」の中間とりまとめを受けて、SMAJ（一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構）が、デジタル空間の健全性確保に向けた業界イニシアティブを公表。

情報流通プラットフォーム対処法（旧プロバイダ責任制限法）

（特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（平成13年法律第137号））

インターネット上の違法・有害情報の流通が社会問題となっていることを踏まえ、「被害者救済」と発信者の「表現の自由」という重要な権利・利益のバランスに配慮しつつ、プラットフォーム事業者等がインターネット上の権利侵害等への対処を適切に行うことができるようにするための法制度を整備するもの。



出典：総務省「情報流通プラットフォーム対処法（旧プロバイダ責任制限法）」概要

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/d_syohi/ihoyugai.html

総務省

- ICTリテラシーに係る実態調査の結果を公表。リテラシー向上に向けた取り組みの必要性を明らかにした。
- 先の衆議院議員選挙の解散に際し、大手のSNS運営事業者に対して対応要請を実施。

記事詳細は、権利保護の観点から会場での投影にて共有いたします。

出典：「偽情報『正しい』と誤認47%」
河北新報 2025年5月14日 朝刊 23面

記事詳細は、権利保護の観点から会場での投影にて共有いたします。

出典：「SNSなど26社に偽・誤情報対応要請」
読売新聞 2026年1月24日
朝刊 31面



全国知事会

- 令和7年参议院議員選挙後、「民主主義と地方自治の基盤である公明かつ適正な選挙の確保に関する緊急提言」を公表。
- 「地方自治・民主主義の確立に向けた研究会」を開催。「SNS等インターネットも含めた適正な選挙運動のあり方」を検討テーマの一つとして議論。

記事詳細は、権利保護
の観点から会場での投
影にて共有いたします。

出典：「選挙適正化へ提言」 河北新報
2025年11月20日 朝刊 3面

第2回地方自治・民主主義の確立に向けた研究会を開催しました

令和8年1月26日

1月26日（月曜日）、全国知事会のもとに設置した「地方自治・民主主義の確立に向けた研究会」の第2回研究会を開催しました。

当日の資料は、以下のとおりです。



参考：全国知事会HP

https://www.nga.gr.jp/committee_pt/research/chihoujichiminsyusyugi/r07/post_483.html

他の都道府県

インターネット上の誹謗中傷等に対し、行政による削除要請等の実施や、発信者に対する罰則規定を条例で定めるなど、自治体独自の取組が進められている。

鳥取県人権尊重の社会づくり条例の改正へ

今後、人権尊重の社会づくり協議会を12月議会前に開催して条例案について審議

人権尊重の社会づくり協議会意見 (11月)

- 人権侵害に重いも軽いもない。相談者の気持ちに寄り添った対応が必要。
- 相談者への支援から投稿者への働きかけという、相談者に寄り添った対応の流れが良い。
- 罰則があると、差別行為に対する抑止効果が期待できる。可能な範囲で重くてもよいのでは。
- 条例改正に加えて、削除要請の手続等に関する費用面の支援があれば心強い。

条例改正案の骨子 情プラ法では解消が不十分な差別行為に迅速に対応

- インターネット上の投稿に関する人権侵害へ迅速に対応できる仕組みを
 - ① 相談者からの申出に基づき、人権尊重の社会づくり協議会の意見を聴いた上で、プラットフォーム事業者又は侵害情報の発信者に対し、侵害情報の削除等を要請
 - ② 発信者が削除要請に応じないときは、人権尊重の社会づくり協議会の意見を聴いた上で、発信者に対して侵害情報の削除を命令ができる
- 命令を受けた者が命令に従わないときは、発信者の氏名や呼称等及び当該命令の内容を公表することができる
- 命令に違反した者は、5万円以下の過料に処することができる
- 削除要請等の手続を行うにあたり、表現の自由に配慮して慎重な手続を経て行う
- 当事者が未成年者の場合は、要請・命令・公表の手続を行うにあたり、当事者の心身への影響に十分配慮する
- インターネットの利用に関するリテラシー向上を積極的に推進

出典：鳥取県知事定例記者会見資料 鳥取県 2025年11月19日

<https://www.pref.tottori.lg.jp/322473.htm>



他の都道府県

大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例の改正のポイント

インターネットは、便利なツールですが、使い方によっては、人権が侵害され、誹謗中傷等で心が傷つき、最悪の場合、自らの命を絶ってしまう事態を招くこともあります。

府民一人ひとりが加害者とならない意識をもち、誰もが被害に遭わないよう、命の尊さや人間の尊厳を認識し、全ての人の人権が尊重される豊かなインターネット社会を創りましょう。

条例改正のあらまし

この条例は、インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害を防止し、府民の誰もが加害者にも被害者にもならないようにすることをめざしています。

条例改正では、インターネット上の不当な差別的言動による権利を侵害する情報について、府がプロバイダ事業者等への削除要請等や不当な差別的言動の行為者に対して説示又は助言を行うに当たって、その実施根拠を明確にするための規定等を追加しました。



条例の内容
はこちら



ここが大切！ ～条例改正のポイント～

①不当な差別的言動の定義 (第2条第1号)	削除要請等や説示・助言の対象となる「不当な差別的言動」について、人種等の共通の属性を理由としてする侮辱、嫌がらせ等の言動や当該属性を理由として不当な差別的取扱いをすることを助長・誘発すると判断できる言動をいいます。
②事業者の責務(第6条)	事業者は、インターネット上の誹謗中傷等による人権侵害の防止の必要性の理解、インターネットリテラシーの向上、府が実施する施策へ協力するよう努めるものとします。
③プロバイダ事業者等への 削除要請等(第12条)	被害者がプロバイダ事業者等に削除要請を行っても情報が削除されず、不当な差別的言動があることが明らかであるなど必要と認めるときは、府は、プロバイダ事業者等への削除要請等を行うことができるものとします。
④情報を発信・拡散した者 への説示・助言(第13条)	プロバイダ事業者等へ削除要請等を行ってもなお情報が削除されず、不当な差別的言動に係る情報を発信・拡散した者が明らかであるなど必要と認めるときは、府は、その者に対し、情報の削除に向けた説示・助言を行うことができるものとします。
⑤大阪府人権施策推進審議会 への諮問(第15条)	削除要請等や説示・助言を行うに当たっての基本的考え方、インターネット上の人権侵害の解消推進施策の検証等について、審議会の意見を聴くものとします。

※①②は令和5年10月30日施行、③～⑤は令和6年4月1日施行(ただし、⑤は施行日前に諮問及び必要な手続き等を行うことができます。)

出典：大阪府HP「条例改正周知リーフレット」

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o070030/jinken/internet/jourei.html>

宮城県議会

選挙運動中に限らないインターネット上の誹謗中傷対策に関する条例の制定に向けて検討会を設置。

記事詳細は、権利保護の観点から会場での投影にて共有いたします。

出典：「実情踏まえた条例案作成へ」
河北新報 2025年12月18日
朝刊 14面

記事詳細は、権利保護の観点から会場での投影にて共有いたします。

出典：「ネット中傷対策強化探る」
河北新報 2025年12月5日
朝刊 10面



3. 議論の前提と方向性



基本的スタンス

具体的な方策が、健全な批判や正当な言論活動を萎縮させないよう、以下の点に留意して議論を進める必要がある。

- **「言論や表現の自由」「検閲の禁止」等への留意**
行政・公権力による情報の真偽判定や流通制限は排除。
- **民間主体の取組**
政治的に中立な民間団体等のステークホルダー中心の取組を検討。
- **透明性の確保**
対策の根拠、判断基準、会議・議論の公開等により、透明性を確保。
- **必要最小限の介入**
健全な民主主義社会の発展という目的を達成するために必要最小限の範囲に留める。



本検討会の目的

先の知事選挙における選挙運動期間中にSNS上等において偽・誤情報や誹謗中傷等が拡散する事態が生じ、今後、県内で執行される選挙において同様の事態が続けば民主政治の健全な発達が損なわれる懸念がある。このことから、**現行制度を前提とし、また、民間での取組を主体として**、県内で執行される選挙の選挙運動期間中の情報流通の諸課題に対処し、ひいては健全な民主主義社会の発展に資する具体的方策を検討すること



本検討会の検討事項

先般の宮城県知事選挙の状況を踏まえ、表現の自由への配慮等の基本的スタンスを前提として、宮城県における健全な民主主義社会の発展に資する具体的な方策の検討が急務。

検討すべき事項

- 選挙運動期間中の偽・誤情報対策
- 選挙運動期間中の誹謗中傷への対応
- 選挙運動期間外における中長期的・予防的な対策

宮城県における選挙運動期間中の情報流通の諸課題に対処するための具体的な方策（「宮城モデル」）の確立のため、これらの事項に関して委員の皆様からご知見・ご提案を賜りたい。

4. 今後の検討プロセス



今後の検討プロセスとスケジュール

2026年 2月

第 1 回会議 本日（2月16日）

内容：各委員提案

6月

第 2～4 回会議（※必要に応じて追加可能性あり）

内容：関係事例のヒアリング

（例：地元メディア、他自治体等）

7月

第 5 回会議

内容：対応案に関する意見交換

8月～

第 6 回会議

内容：とりまとめ案（※）

※ 今後の議論の状況を踏まえてヒアリングや意見交換の追加もありうる。

